

江戸川区児童相談所 第三者評価結果報告書

種別	児童相談所
----	-------

①第三者評価機関名

一般社団法人Riccolab.

②施設名

名称：江戸川区児童相談所

③評価日程

利用者調査：	2025年9月1日～9月30日
自己評価：	2025年9月1日～9月30日
訪問調査：	2025年11月10日.

④総評

【良い点】

○「支援部門と専門的援助部門を一元化した運営により、区民ニーズに効率よく応えられている」
 児童相談所開設時から、子ども家庭総合支援拠点（都内における子ども家庭支援センター）機能と、法律に基づいて子どもの権利擁護を行う援助機能による一元対応に取り組んできた。相談受付の時点から、両部門の職員が相談内容やその原因、解決方法を共に検討して、支援サービスや援助・介入を分担して実施しているため、虐待の発生予防、早期発見・早期対応に繋がっている。また、区民参加の各種支援サービスのコーディネートや、関係機関との協働により、家庭支援のネットワークが展開されている。さらに、こども家庭センター職員も児童虐待対応を担う計画があり、両部門の役割の明確化と職員の相談援助技術のさらなるレベルアップに取り組んでいる。

【良い点】

○「エビデンスを基盤とした各種支援と職員研修を実施している」
 今年度から発達特性のある子どもに向け、友達づくりのソーシャルスキルトレーニングであるPEERS®を実施している。また既に実施済みであるPCIT（親子相互交流療法）では、家庭復帰を図るためのトレーニングとして親子に向けて実施している。これらの支援は、EBT（エビデンスベースセラピー）として精神科医療や臨床心理の領域で治療やケアに採用されてきたが、児童相談所や施設現場での採用が進みつつある。さらに当児童相談所では、職員の保護者対応の研修にもエビデンスベースのVR研修を実施しており、ゴーグルを装着し目の前に保護者がいる状況をバーチャルに作り出して職員の精神的負担を低減する研修となっている。日本子ども虐待防止学会でも発表された、先進的かつ試行的に進めているこれらの取り組みを採用し、先行3区区相といわれてきた当児童相談所が介入、支援とともに他の区立児童相談所のモデルとなっている。

【更なる改善点】

●「児童相談所開設6年目を迎える中での改善事項への更なる取り組み及び、現場職員の声により届きやすい職場環境づくりが期待される」
 児童相談所開設5年を終えた令和7年度においては、日常の業務遂行場面において、職員相互に率直に話し合える風通しのよい職場づくりに努めている。また、意思決定や業務改善に係る現場職員からのボトムアップが重視され、相談・支援の質の向上に取り組んでいる。ただし、こうした取り組みも単年度で全て成しえるものでもないため、引き続き、現場職員と上司が日頃からコミュニケーションを取りつつ、心理的安全性がより担保された職場となるよう、次年度以降も更なる取り組みが期待される。

【更なる改善点】

●「新任職員の育成をはじめ相談・支援現場で要となるSV（スーパーバイザー）の配置・育成に関する基盤づくりが求められる」
 人材育成については、所内だけでなく江戸川区全体での人事異動も含めて多様な経験やスキルを習得し、配置されたポジションで能力を発揮することを目指して取り組んでいる。実際に他部署での勤務経験や人的ネットワークが活かされる場面もみられる。一方で、新任職員への指導・助言や重要案件の適正な判断等が求められるSVの育成が課題と認識している。今後は人事異動のタイミングも含め、SVに着任した職員が求められる役割を着実に遂行できるための基盤作りが求められる。

実施状況 【判断基準】 ごとに、○、△、× のいずれかを選択 評価基準 s: 他児童相談所が、参考にできるような取組みが行われている状態 a: よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態 b: 「a」に向けた取組みの余地がある状態 c: 「b」以上の取組みとなることを期待する状態
--

⑤第三者評価結果（別紙）

（別紙）

第三者評価結果（児童相談所）

共通評価基準（65項目）

評価項目（4項目） I 子どもの権利擁護と最善の利益の優先

	第三者 評価結果
【評価項目1】 子どもへの向き合い方は適切であるか	a
[No. 1]子どもの心情や意向に配慮した対応を行っている	○
[No. 2]子どもへの対応において、専門的な技能によるインテークや面接を行っている	○
[No. 3]子どもに対する説明は、わかりやすいよう工夫している	○
【コメント】 子どもに対する説明は、年齢や特性に合わせて口頭だけでなく、ホワイトボードや絵、資料等を用いて情報を「見える化」し、理解が深まるように取り組んでいる。また、端的にポイントをしぼり説明する等、子どもが説明に集中できるように努めている。	

	第三者 評価結果
【評価項目2】 子どもの権利が守られるための説明や支援等を適切に行っているか	a
[No. 4]子どもの権利について、子どもの年齢や理解に応じて、わかりやすく説明している	○
[No. 5]児童相談所の職員が子どものアドボカシーを行っている	○
[No. 6]子どもが児童相談所の職員以外のアドボカシーを利用できるように説明や支援を行っている	○
[No. 7]子どもに対して必要な心理的なケアが行えているか	○
【コメント】 アドボケイトをテーマにした内部研修を開催する等により、職員の理解が進むように取り組んでいる。また、独立アドボケイトについても週1回から週3回に増やしたり、一時保護所だけでなく里親や施設入所の子どもに対しても実施する等、一連のしくみを整えている。	

	第三者 評価結果
【評価項目3】 適切な場面において、子どもに対する説明と意見聴取を行っているか	a
[No. 8] 子どもに対して必要な説明を適切に行っている	○
[No. 9] 援助方針決定前に、子どもからの意向や意見を聴いている	○
[No. 10] 援助過程において、子どもの意向や意見を聴いている	○
[No. 11] 子どもから聴取した意向や意見を記録している	○
[No. 12] 児童相談所の職員以外の第三者が子どもの意見を聴く仕組みがある	○
【コメント】	
子どもの意見聴取等措置を前提に、事前に子どもの意見や意向等を聞き取る領域についてマニュアルに定めて職員が確認している。また、援助方針会議でも子どもの意見を必ず確認するとともに、所定欄に記録する形で進めている。	

	第三者 評価結果
【評価項目4】 子どもの意見や意向を尊重する対応を行っているか	a
[No. 13] 必要な場面において、子どもの理解・同意を得るよう努めている	○
[No. 14] 子どもの相談内容や意見等を適切に把握し、援助方針に反映している	○
[No. 15] 子どもの意見を尊重し、支援内容等への反映や見直し等を行っている	○
[No. 16] 子どもの意向と児童相談所の方針が一致しない場合について、児童福祉審議会の意見聴取を行っている	○
【コメント】	
子どもの意見を尊重する姿勢で援助方針を決定しているため、児童福祉審議会に諮問するケースはない一方、子ども自身が疑義を抱いた際に児童福祉審議会に申し出ることができることを説明し、理解を促している。さらに今後は、援助方針会議に子どもが出席する機会を用意したいと考えて検討を進めている。	

評価項目（7項目）Ⅱ 児童相談所の組織

○組織体制

	第三者 評価結果
【評価項目5】 児童相談所の機能を十分に発揮するために必要な組織・体制が確保されているか	b
[No. 17] 児童相談所の役割を遂行しうる組織運営ができるよう工夫している	○
[No. 18] 地域の実情や相談対応件数に応じた必要な職員体制が確保されている	△
[No. 19] 必要な専門職を配置している、もしくは必要な専門職との連携体制が確保されている	○
[No. 20] 夜間・休日の通告・相談や緊急保護に対応する体制が整っている	○
【コメント】	
児童相談所の機能が十分発揮できるよう、児童相談所とこども家庭センターとを一体的に運営している他、相談部門と支援部門がワンフロアの構造のなか、日々情報共有できる体制が構築されている。なお、児童相談所に関わる専門職は、他の自治体とも奪い合いの構図ではあるが、今後も着実に職員数を増やし、その支援力を向上させていく職員体制の確保に努めることが期待される。	

	第三者 評価結果
【評価項目6】 組織的な判断や対応が行える組織運営・体制となっているか	a
[No. 21] 児童相談所内の相談受付から援助までの手順が明確になっている	○
[No. 22] 組織的な判断や対応が行われている	○
[No. 23] 経験の少ない職員については、複数の職員で対応する体制をとっている	△
[No. 24] 職員間での情報共有が図られている	○
【コメント】	
相談受付から援助までの手順などを含め、業務マニュアルを整備して新任職員等が確認しながら業務遂行できるようにしている。メンター制度やSVによる助言・指導、さらには電話相談受付にAIを導入し、文書化された相談者とのやりとりについて検証したり、面談時の関わり方についても上司が確認して助言・指導する等で育成に取り組んでいる。なお、経験の少ない職員について複数の職員で対応する期間は決めず、業務の習熟状況に応じて進めている。	

	第三者 評価結果
【評価項目7】 職場環境としての法令順守や環境改善に取り組んでいるか	b
[No. 25] 適正な就業状況が確保されている	△
[No. 26] 職員が働きやすい職場環境づくりの取り組みがなされている	○
[No. 27] 職員が安心・安全に働ける職場環境が確保されている	○
【コメント】	
働きやすい職場環境作りに向けて、役職者と気軽に相談できる風通しのよい職場に努めている他、こども家庭センターと児童相談所との合同会議を開催しコミュニケーションを図り、お互いの業務等の理解を深める取り組み等も進めている。また、毎月の安全衛生委員会で改善策等を検討している。なお、相談件数増等により時間外勤務となる状況がみられるため、引き続き、負担軽減に向けた具体的な取り組みの充実が期待される。	

○職員の資質向上・業務改善

	第三者 評価結果
【評価項目8】 児童相談所の業務の質の向上、効率化のための取り組みを実施しているか	b
[No. 28] 業務改善を行う仕組みがある	△
[No. 29] 業務の手順やツール等の見直しを定期的に行っている	○
[No. 30] 設置自治体による監査等が定期的に行われている	○
【コメント】	
児童相談所で取り扱う件数が増加傾向にある中で、職員からの改善提案を役職者が把握して改善方策を検討する等、取り組んでいる。引き続き、意思決定や業務改善に係る提案がスムーズに行われる職場風土づくりが期待される。	

	第三者 評価結果
【評価項目9】 児童福祉司等の職員に必要な専門性が確保されるための取り組みを行っているか	a
[No. 31] 児童福祉司等の職員に必要な研修等を受講させている	○
[No. 32] ケースワークを通じた職員育成に取り組んでいる	○
[No. 33] 職員の専門性（能力・スキル）を確認する仕組みがある	○
[No. 34] 児童福祉司等の専門性を確保するための採用・異動の取り組みを行っている	○
【コメント】	
職員の専門性向上を目指してキャリアラダーを明確にするとともに、児童心理司については昨年度から自己評価と上司による面談を、児童福祉司についても同様のしくみを今年度から導入することで、職員一人ひとりの能力やスキルを確認し、さらなる専門性向上につなげる取り組みを進めている。	

○情報管理に関する事項

	第三者 評価結果
【評価項目10】 情報の取り扱いが適切に行われているか	a
[No. 35] 情報の秘匿性に十分に配慮した慎重な対応を行っている	○
[No. 36] 個人情報の保護・管理が適切に行われている	○
【コメント】	
取り扱う情報のIT化やペーパーレス化を促進する中で、データ情報やパソコン端末に部外者がアクセスできないようにセキュリティ対策を講じている。また、タブレット等を児童相談所から外部へ持ち出す際には記録に残し管理している。マイナ保険証等の取り扱いについても事前に管理方法をマニュアル化し、適切に行えるように取り組んでいる。	

	第三者 評価結果
【評価項目11】 児童記録票等、必要な記録が適切に作成・管理されているか	s
[No. 37] 児童記録票の作成形態や管理方法は適切である	○
[No. 38] 児童記録票に記載すべき情報が全て記載されている	○
[No. 39] 児童記録票について、所内での決裁を得ている	○
[No. 40] 児童記録票は必要な期間保管されている	○
【コメント】	
児童記録票等の作成や決裁についてはペーパーレス化が進んでおり、電話相談についてもA Iを導入して会話をそのまま文書に残すしくみも含め、業務のDX化を推進している。それぞれデータ化された情報の取り扱い方法について明確に定めて適切な管理のもとで日頃の業務を展開している。	

評価項目（20項目）Ⅲ 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理

○通告・相談対応

	第三者 評価結果
【評価項目12】 相談・通告の受付体制が確保されているか	a
[No. 41] 適切な相談受付の体制が確保されている	○
[No. 42] 障がい者（児）や日本語が十分でない相談者からの相談受付を行うために必要な措置がとられている	○
【コメント】	
電話やSNS、オンライン相談、さらにはメタバースによる相談受付等、多様な形で相談できる体制を構築している。日本語が十分でない相談者については、タブレットで翻訳アプリの活用や通訳を依頼する等で対応している。なお、相談者の母国語の種類が多様であり、十分な意思疎通が難しい状況もみられている。	

	第三者 評価結果
【評価項目13】 相談・通告のあったケースに関し、必要な情報収集を迅速かつ的確に行っているか	a
[No. 43] 相談者や通告者から必要な情報収集を行っている	○
[No. 44] 相談者や通告者の状況に配慮し、受容的かつ子どもの安全を優先した対応を行っている	○
[No. 45] 子どもの所属機関や関係機関等からの情報収集を行っている	○
【コメント】	
緊急受理会議の場で必要な情報の範囲について確認し、得られた情報を共有している。また、こども家庭センターと一体的な運営や、警察や学校をはじめとする関係機関とのネットワークが構築されている中で、迅速な情報収集に努めている。	

○受理

	第三者 評価結果
【評価項目14】 受理会議が適切に開催され、組織的な検討・判断を行っているか	s
[No. 46] 受理会議（緊急受理会議）は適切に行われている	○
[No. 47] 検討すべき全てのケースについて、受理会議で検討・判断されている	○
[No. 48] 受理会議において確認・検討・決定すべき事項が確実に協議されている	○
[No. 49] 緊急受理会議において、安全確認の必要性や方法について適切に判断されている	○
[No. 50] 受理会議の内容について適切に記録が保存されている	○
【コメント】	
ワンフロアを中心のテーブルで緊急受理会議が開催されており、所長はもとより各課長をはじめ関係する職員が集まり実施している。さらに職員間で情報共有できるよう、タブレットで職員が入手した画像等の情報もモニターに映し出しながら進める等、工夫している。	

	第三者 評価結果
【評価項目15】 受理したケースに応じ、必要な確認・手続き等を行っているか	s
[No. 51] 受理したケースについて、必要な確認や手続き等を行っている	○
【コメント】	
夜間の電話相談について、AI導入により文書化された電話のやりとりのうち、留意の必要なキーワードが色分けされる工夫がある他、委託業者が児童相談所の建物内で対応しているため、申し送りを職員と直接実施できる状況のもとで、必要な確認や手続き等を進めている。	

○子どもの安全確認・安全確保

	第三者 評価結果
【評価項目16】 子どもの生命を最優先した、安全確認・安全確保が行われているか	a
[No. 52] 通告受理後、速やかに安全確認が行われている	○
[No. 53] 目視による安全確認が実施されている	○
[No. 54] 家庭訪問等での安全確認ができない場合に必要な措置がとられている	○
[No. 55] 安全確認が適切な体制で実施されている	○
[No. 56] 安全確認等を市区町村や他機関に依頼する場合に、適切な対応を行っている	○
[No. 57] 拒否的な保護者に対して、法に基づき適切に対応を行っている	○
【コメント】	
48時間ルールをはじめ、通告受理後の一連の動きについてマニュアルで標準化が図られており、適宜、子どもの生命を最優先した安全確認・安全確保に取り組んでいる。なお、48時間以内の安全確認が実際にどの程度行われているかを数値化して結果を職員へ周知する等で、モチベーションをさらに高めていくことが期待される。	

	第三者 評価結果
【評価項目17】 一時保護の要否について適切な判断及び迅速な対応が行えているか	a
[No. 58] 一時保護の要否について、適切な判断及び迅速な対応が行われている	○
【コメント】	
リスクアセスメントをはじめ一時保護要否の判断の根拠を業務マニュアルで標準化し、適切に行われるようにしている。また、今年度からスタートした一時保護時の司法審査について、一連の流れが確立された中で運用している。	

	第三者 評価結果
【評価項目18】 安全確認・安全確保に関する調査の記録等が適切に作成・保管されているか	a
[No. 59] 安全確認・安全確保に関する調査の記録等が適切に作成・保管されている	○
【コメント】	
虐待相談や通告受付に対する記録のフォーマットが明確にされており、担当する職員が各項目に基づく形で情報を取りまとめることにより、調査内容が着実に記録に残るようにしている。これらの情報を各種会議の場で確認し、適宜、修正・追記等を行いデータ上で保管している。	

○調査・アセスメント	第三者 評価結果
【評価項目19】 アセスメントに必要な調査が行えているか	a
[No. 60] 調査により必要な情報が適切に把握できている	○
[No. 61] 適切な調査が行える体制・方法をとっている	○
【コメント】	
アセスメントに必要な情報について、タブレットで撮影した視覚情報も含めて把握している。こども家庭センターと一体的に運営していることに加えて、区内の各所へ出向き児童相談所について説明する機会等も持っている。調査協力がスムーズに行える土壌づくりも進めながら、適切な調査が行えるように努めている。	

	第三者 評価結果
【評価項目20】 アセスメントが適切に行われているか	a
[No. 62] 多角的・重層的な診断を行っている	○
[No. 63] 把握された情報がアセスメントに十分に反映されている	○
[No. 64] きょうだいを含め、家族全体のアセスメントが行えている	○
[No. 65] アセスメントシートが市区町村等の関係機関と共有されている	○
[No. 66] アセスメントの結果が児童記録票に記載されている	○
【コメント】	
リスクアセスメントやジェノグラムの作成をはじめ、アセスメントに関する手法や必要な情報収集の項目等が明確にされているなかで、適切に進められている。アセスメントの内容はこども家庭センターの職員も直接情報共有できる体制のもと、運営されている。	

	第三者 評価結果
【評価項目21】 特にリスクの高いケースについて、必要十分な調査及びアセスメントが行われているか	s
[No. 67] 特定妊婦に対するアセスメントが適切に行われている	○
[No. 68] 転居ケースに対するアセスメントが適切に行われている	○
[No. 69] 転居先が不明な子どもについて適切な調査等が行われている	○
[No. 70] 居所不明な子どもについて適切な調査等が行われている	○
【コメント】	
特定妊婦のアセスメントについては進行管理表を作成し、毎週、出生前ケースと出生後ケースも含めて全ケースを把握し、援助方針会議の出席者全員で情報共有するしくみが定着している。また、居所不明や転居先不明のケースについても、要保護児童対策地域協議会において作成した児童調査マニュアル等に基づき取り組んでいる。	

○援助方針の策定

	第三者 評価結果
【評価項目22】 援助方針会議が、適切な頻度・タイミング、体制で開催されているか	a
[No. 71] 援助方針会議が適切な頻度で開催されている	○
[No. 72] 総合診断を踏まえ、多角的・重層的な検討を行うための体制が確保されている	○
[No. 73] 援助方針会議で検討すべき全ての事例の検討が行われている	○
[No. 74] 援助方針会議の記録が適切に作成・保存されている	○
【コメント】	
援助方針会議は毎週日時を決めて定期的に開催している。所長以下各課長や専門職、子ども家庭支援部門も出席して提案の検討がなされている。里親・施設措置や在宅指導ケース提案、援助の解除や措置の延長、相談助言終了等の提案分類ごとに、受理したすべてを検討している。提案事項が多い中でも、予定時間内の終了のため、効率よい説明と検討に努めている。	

	第三者 評価結果
【評価項目23】 援助方針の決定に関する判断が適切に行われているか	a
[No. 75] 子どもの自立と自己実現を援助する、子どもの最善の利益を優先するための援助方針が選択されている	○
[No. 76] 援助方針の決定にあたり、保護者等の相談内容や意見等を把握し、援助方針に反映している	○
[No. 77] 一時保護所や一時保護委託先、市区町村等の関係機関の意見を聴き、援助方針に反映している	○
[No. 78] 市区町村への委託または送致を行うケースに関する判断が適切に行われている	○
[No. 79] 子どもや保護者等の状況に応じ、必要と判断される場合には福祉事務所や家庭裁判所への送致等を行っている	○
[No. 80] 児童福祉審議会の意見を尊重して援助方針が決定されている	○
[No. 81] 子ども最善の利益を確保するために、必要に応じ家庭裁判所に対する家事審判の申し立てを行っている	○
【コメント】	
援助方針は、子どもの将来（子どもの自立と自己実現の視点）を見据えた子どもの最善の利益を考えた提案に努めている。一時保護児童であっても、家庭支援による在宅指導を基本として援助方針が検討されている。児童福祉司の社会診断、心理司の心理診断、一時保護所の行動診断による総合所見を基に検討され、児童精神科医や弁護士もケースによって出席している。	

	第三者 評価結果
【評価項目24】 援助方針の内容は適切か	a
[No. 82] 援助方針として定めるべき事項が記載されている	○
[No. 83] 援助方針として必要な視点が盛り込まれている	○
[No. 84] 援助方針が児童相談所や関係機関の役割や援助能力等を踏まえた現実的なものとなっている	○
[No. 85] 援助方針の策定・決定が適切に行われている	○
【コメント】	
援助方針は、子どもが抱える問題に対する家族・親族の意向を含めた調査結果、関係機関調査等を踏まえて、子どもの意向を最優先にした総合所見として提案されている。援助方針には、短期的目標と中・長期的目標が設定され、関係機関の役割を含めた課題解決の取り組みが定められた様式で記述されている。	

	第三者 評価結果
【評価項目25】 市区町村がかかわるケースについて、援助方針に関する市区町村への説明や意見反映等を行っているか	a
[No. 86] 市区町村への委託や送致にあたっては、市区町村との協議を十分に行っている	○
[No. 87] 援助方針について、市区町村への説明を行っている	○
[No. 88] 援助方針について、市区町村からの意見等を確認し、援助方針に反映している	○
[No. 89] 市区町村への委託や送致を行う前に、市区町村の合意を得ている	○
[No. 90] 市区町村への委託や送致に伴い、要対協の要保護・要支援児童として登録されていることを確認している	○
【コメント】	
区民の一義的相談窓口が児童相談所と一元化されており、相談情報の共有と役割分担が明確となっている。要保護児童対策地域協議会の調整機関としての役割は児童相談所のこども家庭センター部門が担っており、毎週合同の会議でケースの確認を行っている。	

○在宅指導

	第三者 評価結果
【評価項目26】 在宅指導中の子どもに対する支援は適切に行われているか	a
[No. 91] 在宅指導の計画は、支援内容や支援体制が明確で適切な内容となっている	○
[No. 92] 子どもに対して必要な支援を計画的に実施している	○
[No. 93] 複数の関係機関が関与するケースについて、効果的な連携を行うための調整等を行っている	○
【コメント】	
在宅指導の支援は、継続指導、児童福祉司指導などの援助方針を決定の上、保育所、学校、健康サポートセンターなどの関係機関とともに個別ケース検討会議を経てから実施している。個別ケース検討会議では関係機関の役割を確認して、連携した援助を行っている。令和5年度は186件の会議を開催して在宅指導を実施している。	

○進行管理・援助方針等の見直し

	第三者 評価結果
【評価項目27】 指導や措置を行っているケースについての進行管理が適切に行われているか	a
[No. 94] 組織的な進行管理により、ケースの状況変化の把握・判定を行っている	○
[No. 95] 養育環境の変化等、リスクが増大する可能性がある場合には、再アセスメントを行っている	○
【コメント】	
在宅指導ケースの状況変化を把握するために、来所面接や家庭訪問を定期的を実施し、チーム（係）や援助方針会議で定期的なケースの進行管理を行っている。一時保護や、社会的養護から家庭復帰を行ったケースについては、おおむね6か月の支援・指導の結果を踏まえて在宅指導を見直す取り決めをしている。担当者変更があったり、子どもや保護者の拒否や引きこもりで安全確認に苦勞するケースもあり、進行管理が対応を検討する重要な役割を果たしている。	

	第三者 評価結果
【評価項目28】 指導や措置を行っているケースについて、市区町村に対する情報共有を適切に行っているか	s
[No. 96] 一時保護後の状況について、必要に応じて市区町村への情報共有を行っている	○
【コメント】	
区民の一義的相談窓口が児童相談所と一元化されており、相談情報の共有と役割分担が明確となっている。要保護児童対策地域協議会の調整機関としての役割は児童相談所のこども家庭センター部門が担っており、毎週合同の会議でケースの進捗確認を行っている。	

○管轄する児童相談所の変更

	第三者 評価結果
【評価項目29】 児童相談所の変更に関し、十分な検討が行われているか	a
[No. 97] 居所と住所が異なる場合について、管轄する児童相談所は子どもの福祉を最優先して決定されている	○
[No. 98] 「移管」及び「情報提供」の判断が適切に行われている	○
【コメント】	
子どもや保護者の居住実態と住民登録が異なる場合には、子どもの安心・安全と福祉を最優先に管轄児童相談所間で十分な協議のうえで主担当を決めている。また、一定期間共同して支援する場合もある。児童相談所間で共通の一時保護のアセスメントシートを用いて移管とするか情報提供とするかを決めている。	

	第三者 評価結果
【評価項目30】 「情報提供」または「ケース移管」を行う児童相談所における手続きが適切に行われているか	a
[No. 99] 援助方針について、情報提供先または移管先の児童相談所と事前協議を行っている	○
[No. 100] 移管までの援助が適切に行われている	○
[No. 101] 児童相談所が適切な支援を行えるよう、必要な情報を提供している	○
[No. 102] 移管先の児童相談所への連絡・引継ぎが適切に行われている	○
【コメント】	
児童相談所運営指針に基づき、適正な手続きを行っている。ケース移管が情報提供とするかは援助方針会議でアセスメントシートを参考に決定している。移管先で援助されるべき方針、想定されるリスクを精査して、対面で引き継ぐようにしている。移管後も1か月程度は安全確認のために見守りを行い、切れ目のない援助を心がけている。	

	第三者 評価結果
【評価項目31】 「情報提供」または「ケース移管」を受ける児童相談所における手続きが適切に行われているか	a
[No. 103] 情報提供を受ける児童相談所において、必要な支援等が行えるよう協議している	○
[No. 104] 移管元の援助方針を継続し、速やかに対応している	○
[No. 105] 移管手続き完了後1か月が経過した時点で、アセスメント及び援助方針の見直しを行っている	△
[No. 106] 移管元の児童相談所からの連絡・引継ぎは適切に行われている	△
【コメント】	
移管元からの情報を元に緊急受理会議を速やかに開催して「一時保護決定に向けてのアセスメントシート」に基づいて情報提供か移管ケースとするかを検討している。不足な情報があれば確認等を行い、援助方針会議で援助の決定を行っている。移管後の1か月程度は移管元の援助方針に基づいて家庭訪問調査などを行い、再アセスメントを原則実施するようにしている。	

評価項目（14項目）Ⅳ 社会的養護で生活する子どもへの支援

○援助方針の策定に関する調整

	第三者 評価結果
【評価項目32】 社会的養護を必要とする子どもの援助方針の決定に関する判断・調整は適切に行われているか	a
[No. 107] 家庭での養育が困難または適切でない子どもの保護に関する支援方針は適切である	○
[No. 108] 措置先の選定は適切に行われている	○
[No. 109] 措置先の施設所在地や里親の居住地の市区町村及び関係機関との連携が図られている	○
【コメント】	
社会的養護を必要とする子どもには、家庭養護を優先的に、最善の利益を追求して検討している。行動診断、社会診断、心理診断、必要に応じて医学診断を総合的に判断して、委託可能な里親、ファミリーホームや児童養護施設などを、子どもの意向・適性、保護者の意向をできるだけ聞き取って決めるようにしている。	

	第三者 評価結果
【評価項目33】 里親委託・入所措置等による援助を開始するにあたり、援助者と十分な協議を行っているか	a
[No. 110] 里親や施設等、他機関との連携による支援を行うケースについては、援助指針について他機関との協議・連携を行っている	○
[No. 111] 里親や施設等に対し、支援に必要な情報等を適切に提供している	○
[No. 112] 里親や施設等との連携による支援を行うケースについては、自立支援計画の策定にあたり里親や施設等との協議・連携を行っている	○
【コメント】	
里親委託、施設入所打診には、児童の情報、家族との再統合の可能性などを定められた書式に基づいて提供している。電話での問い合わせから、見学、事前面接の機会ごとに援助方針の確認を積み重ねて、少しでも子どもに不利益がないように努めている。自立支援計画は子どもや保護者の意向を反映させて立てている。	

	第三者 評価結果
【評価項目34】 措置開始や措置変更等による援助内容の変更の際には、子どもの負担が少なくなるよう配慮した対応を行っているか	a
[No. 113] 里親との交流や入所先施設見学などの機会を設けている	○
[No. 114] 医療機関の医師等、援助にかかわる支援者との顔合わせ等の機会を設けている	○
【コメント】	
措置開始までの里親交流、施設見学、場合によっては体験生活を織り交ぜながら、担当福祉司や心理司、一時保護所職員が子どもの気持ちを把握し、新しい生活への導入をはかっている。スムーズなスタートがきれるように、施設職員や里親以外の支援者にはネットワーク会議を設けて医療面などの配慮すべき事項を周知するようにしている。	

○社会的養護時における援助

	第三者 評価結果
【評価項目35】 里親や施設等が行う援助内容等に関して必要な確認・助言・支援等を行っているか（指導委託・あっせん・里親委託・入所措置等）	a
[No. 115] 子どもや支援の状況を定期的に把握している	○
[No. 116] 把握した子どもや支援の状況に基づき、必要な指示・援助・対応の検討等を行っている	○
[No. 117] 支援開始後にも措置先や委託先（里親支援機関等）からの意見等を尊重している	○
【コメント】	
里親委託、施設の措置直後はできるだけ児童福祉司、児童心理司が高頻度に訪問して、子どもや措置先が安心して生活・支援できるように努めている。問題がなくとも定期的に訪問して子どもを励ますようにしている。自立支援計画に沿って、フォスタリング機関や施設心理職員とも連携した取り組みを行っている。	

	第三者 評価結果
【評価項目36】 援助方針の見直しが適切に行われているか	a
[No. 118] 定期的に援助方針の見直しを行っている	○
[No. 119] 再アセスメントの結果を踏まえ、援助方針の見直しを行っている	○
【コメント】	
自立支援計画は毎年決まった時期に措置先を児童相談所職員が訪問して、新たな支援計画を話し合うこととしている。里親委託、施設措置、在宅指導ケース共に定期的な進行管理会議を行って、子ども本人や家庭状況の変化を把握して、家庭復帰時期や社会的自立に向けた再アセスメントを行っている。	

	第三者 評価結果
【評価項目37】 自立支援計画の見直しが適切に行われるよう、施設等との連携を密に行っているか	a
[No. 120] 自立支援計画の策定にあたり、施設等に対し、必要な指導・助言等を行っている	○
[No. 121] 自立支援計画について定期的なモニタリングを行い、必要な見直しが行われている	○
【コメント】	
毎年定期的に自立支援計画を措置先と児童相談所職員が顔をつき合わせてアセスメントすることで、お互いの役割を確認している。計画に変更点が生じた場合は、児童相談所内で協議して合意を得ている。里親委託、施設措置、在宅指導ケース共に定期的な進行管理を行って、家庭復帰時期や社会的自立に向けた援助の見直しを実施している。	

	第三者 評価結果
【評価項目38】 面会・通信制限や接近禁止命令は、適切な判断・手続きのもとで行われているか	a
[No. 122] 面会・通信制限が必要なケースについて、適切に制限をかけている	○
[No. 123] 面会・通信制限が必要最低限のものとなっている	○
[No. 124] 面会・通信制限を解除するにあたって、適切な判断・手続きを行っているか	○
[No. 125] 接近禁止命令の発出にあたっては、関係する機関等との連携体制を構築している	○
【コメント】	
現在のところ、該当する事例がない状況となっている。なお、子どもの権利侵害が起きないように、児童相談所の弁護士相談を活用して里親や施設と協力して見守っている。面会・通信制限、接近禁止命令の発出等の法対応はマニュアルが整備されている。	

	第三者 評価結果
【評価項目39】 里親や施設等において、児童相談所の介入・調整等が必要な事案が発生した場合に、適切に対応しているか	a
[No. 126] 入所施設等に対する子どもからの苦情や不満等が聞かれた場合に必要な対応を行っている	○
[No. 127] 里親や施設等と、親権者等との調整が必要な場合に適切な対応を行っている	○
[No. 128] 里親や施設等による懲戒にかかわる権限の濫用や虐待等が疑われる場合に、必要な対応を行っている	○
【コメント】	
子どもが苦情や不満などの意見表明を権利としてできるように、担当福祉司が「こどもの権利ノート」を用いた面接を毎年実施している。さらに、第三者委員制度、意見箱の設置などで迅速な対応を心がけている。虐待等が疑われる場合は、権利擁護担当部署と児童相談所が協力して事実の聞き取りを行い、一時保護等の対応を行っている。	

○一時帰宅、措置の解除、停止、変更及び在所期間の延長	第三者 評価結果
【評価項目40】 一時帰宅における対応が適切に行われているか	a
[No. 129] 一時帰宅について、慎重なアセスメント及び判断を行っている	○
[No. 130] 他自治体への一時帰宅を行う場合には、双方の児童相談所で必要な協議・情報共有を行っている	○
【コメント】	
親子交流や家庭復帰に向けた一時帰宅は、担当福祉司と家庭復帰担当福祉司が年間計画を立てて慎重に進めている。福祉司や心理司は、里親や施設の意見を聞き取り、子どもと家族の意向を確認して具体的な段取りを児童相談所内の協議を経て決定している。帰宅先が管轄外の場合は、所管児童相談所に外泊中の様子を調査協力してもらっている。	

	第三者 評価結果
【評価項目41】 措置や指導等の終結の判断が、慎重かつ適切に行われているか	a
[No. 131] 施設入所中から、要対協や関係機関等との情報共有を行っている	○
[No. 132] 措置や指導等の終結について、子どもや里親、施設等からの意見を十分に聴いている	○
[No. 133] 措置の解除等については援助方針会議等において組織的かつ総合的な視点から判断している	○
[No. 134] 措置や指導等を終結する際には、その理由を明確にしている	○
【コメント】	
措置の解除や在宅指導を終結するにあたっては、「家庭復帰のチェックリスト」を用いて適否を判断し、要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議を開催して、解除後の支援の共通確認を行っている。また、必ず里親や施設の意見聴取を行ったうえで、援助方針会議に提案して組織的な判断で決定している。決定された内容は、子ども本人と家族にわかりやすく伝えている。	

	第三者 評価結果
【評価項目42】 措置の解除後の援助について、十分に協議・調整をしているか	a
[No. 135] 措置解除に向けて、必要となる支援等について適切に判断している	○
[No. 136] 措置解除後にも必要な支援が受けられるよう、関係機関等との調整を十分に図っている	○
【コメント】	
措置解除後の課題や支援内容については、要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議で検討され、具体的な役割分担、再アセスメント方法とその時期を確認するようにしている。解除後は6か月程度の児童福祉司指導措置等の在宅指導に切り替えた支援を行っている。	

	第三者 評価結果
【評価項目43】 入所措置や一時保護の解除時及び解除後の子ども等に対する支援は適切に行われているか	a
[No. 137] 虐待の再発防止等、子どもの安全確保に関する対応が十分に行われている	○
[No. 138] 子どもの生活や精神面の安定を図るために必要な支援等を行っている	○
[No. 139] 子どもの状況に応じ、在所期間の延長等を行うなど、必要な支援が受けられるようにしている	○
【コメント】	
子どもには、家庭復帰後も引き続き児童相談所がどのように支援して行くかをわかりやすく説明して、子どもの意向・不安は必ず確認している。措置の延長が必要な子どもには、本人の意向と措置先の意見を聞きながら、基本的に6か月ごとの再アセスメントを実施しながら進めている。措置の延長は、援助方針会議でその必要性を検討して決められている。	

○児童自立生活援助等

	第三者 評価結果
【評価項目44】 子どもの状況に応じ、児童自立生活援助につなげ、必要な支援等を行っているか	a
[No. 140] 児童自立生活援助の対象の子どものうち、継続した支援等が必要な子どもを適切に支援につなげている	○
[No. 141] 児童自立生活援助を実施している子どもについて、必要な支援を継続して行っている	○
[No. 142] 児童自立生活援助の実施を解除するにあたっては、児童の自立に向けて必要な情報提供等の支援を行っている	○
【コメント】	
児童自立支援計画に沿って、支援の必要な子どもには児童自立生活援助事業について説明をし、意向を確認している。実施にあたっては、里親や施設の意見を参考として所内協議を経て援助方針会議で決定している。福祉司や心理司が定期的に子どもと面接を行い、気持ちを確認しつつ自立に向けた援助を行っている。	

	第三者 評価結果
【評価項目45】 子どもが18歳以上となっても、必要な支援等を行っているか	a
[No. 143] 子どもが18歳以上となっても、必要な支援等を行っている	○
【コメント】 社会的養護経験者が措置解除後も引き続き援助を必要としている場合は、児童自立生活援助事業を紹介し、措置の時と同様に利用手続き等の援助を行っている。事業の利用期間や、支援内容等は、里親、施設側の意見を参考にして、本人と話し合っ決めて、社会的自立に向けた最善の援助を共に考えている。	

評価項目（5項目）V 社会的養育の推進

○里親相談への対応・家庭養護の推進

	第三者 評価結果
【評価項目46】 家庭養護を推進するためのフォスタリング業務の実施体制の構築に取り組んでいるか	a
[No. 144] 家庭養護を推進するための仕組み・体制の構築に取り組んでいる	○
[No. 145] 里親制度に対する理解促進、登録里親数増のための取り組みを行っている	○
[No. 146] 里親の専門性の向上に向けた取り組みを行っている	○
[No. 147] 里親の登録・認定の判断、名簿管理を適切に行っている	○
【コメント】 里親の制度を広く知っていただくためのチラシ配布や養育体験発表会、個別の説明会を実施しており、登録までには至らないが参加者は増加傾向にある。一方、里親への支援については2か月に1度の里親会との会合を設定しており、様々な要望を聴取するとともに、児童相談所として対応可能なことの説明を行い、児童相談所の里親支援について理解を促している。フォスタリング機関による里親研修のテーマ設定については児童相談所は関わらず、里親のニーズを踏まえた研修を開催している。	

	第三者 評価結果
【評価項目47】 里親希望者に対する調査・認定等を適切に行っているか	a
[No. 148] 里親を希望する者からの相談を受けた場合には、受理会議で検討し、必要な調査・認定等を行っている	○
【コメント】 里親支援係がフォスタリング機関とともに里親希望の家庭調査を行っており、事前の研修はフォスタリング機関が担っている。認定等については既定の手続きに則り適切に行われている。	

	第三者 評価結果
【評価項目48】 養子縁組を行うにあたり、必要な判断・手続き等が適切に行われているか	a
[No. 149] 養子縁組の適切性について十分に判断している	○
[No. 150] 養子縁組を行うことについて子どもや実親等の同意を得ている	○
[No. 151] 養子縁組希望者に対し、必要な説明を十分に行っている	○
[No. 152] 養子縁組の成立に向けて必要となる手続き等の支援を行っている	○
【コメント】	
養子縁組は児童相談所とフォスタリング機関が一緒に対応している。現在、区内里親の約半数程度の里親が養子縁組の希望を有しているため、調整には時間を要する。里親委託よりも養子縁組について、児童相談所職員の理解が高い評価結果が出ており、養子縁組についての検討が所内で広範に行われている様子がうかがわれる。	

	第三者 評価結果
【評価項目49】 養子縁組成立後も必要な支援等を行っているか	a
[No. 153] 養子縁組成立後も、必要な支援等を行っている	○
【コメント】	
成立後、児童福祉司指導として実施しているが、ニーズによっては支援の機会を設定することが難しい場合もあり、すべての養子縁組ケースへの支援とはできない現状がある。	

	第三者 評価結果
【評価項目50】 民間あっせん機関による養子縁組に対して必要な支援を行っているか	a
[No. 154] 民間あっせん機関による養子縁組が適切に行われるよう、日頃から必要な連携等を行っている	△
[No. 155] 民間あっせん機関が養子縁組をした子どもに対し、必要に応じて支援を行っている	△
【コメント】	
民間あっせん機関が匿名出産などのケースに介入することにより、一時保護が実施されないこともあるため、児童相談所が関われないという現状がある。	

評価項目（5項目）VI 家族とのかかわり・家族への支援

第三者
評価結果

【評価項目51】 保護者への向き合い方は適切であるか	s
[No. 156] 保護者への対応において、専門的な技能によるインテークや面接を行っている	○
【コメント】 経験の浅い職員向けの研修としてVR (Virtual Reality)を活用した保護者対応研修を実施している。心拍数計測やスーパーバイザーの同席（オンライン）により、エビデンスを基盤としたトレーニングとなっている。また、PCIT（親子相互交流療法）やCAREプログラムの所内実施、その他のペアレントトレーニングプログラムの委託等、積極的なプログラム採用により保護者への支援を実施している点は大きな特徴である。また、これらの取り組みを学会での発表を通じて評価を受ける姿勢を持っている点も特徴である。	

○子どもの措置に伴う保護者への説明や意見聴取

第三者
評価結果

【評価項目52】 適切な場面において、保護者に対する説明と意見聴取を行っているか	a
[No. 157] 保護者に対して必要な説明を適切に行っている	○
[No. 158] 保護者に対する説明は、わかりやすいよう工夫している	○
[No. 159] 援助方針決定前に、保護者からの意向や意見を聴いている	○
[No. 160] 援助過程において、保護者の意向や意見を聴いている	○
【コメント】 一時保護、施設措置如何に関わらず開始と解除を明確に伝えている。保護者の意向は援助方針会議にて共有・検討されている。係長がスーパーバイザーになっているが、精神科医が行うこともある。一時保護、措置に納得できない場合は法的な対応を進めていくことになるが、指導や訪問に納得できないという保護者への対応が難しく、職員の経験や対応の質をより向上させなければならないとの認識を持っている。	

第三者
評価結果

【評価項目53】 保護者の理解・同意を得られるよう努めているか	a
[No. 161] 必要な場面において、保護者の理解・同意を得るよう努めている	○
[No. 162] 保護者の意向と児童相談所の方針が一致しない場合について、児童福祉審議会の意見聴取を行っている	○
【コメント】 保護者の同意を得るための対応を着実に行っており、児童福祉法第28条ケースは極めて少ないものとなっている。また児童福祉審議会の意見聴取については着実に実施されており、引き続き、児童福祉審議会の意義を含め、一般職員への周知が重要となる。	

○保護者に対する指導・支援

	第三者 評価結果
【評価項目54】 保護者への在宅指導は、計画に基づき適切に行われているか	a
[No. 163] 保護者に対して必要な支援や指導を計画的に実施している	○
[No. 164] 保護者が指導や勧告に従わない場合に適切な措置を講じている	○
【コメント】 在宅指導の計画を立案し、計画的に予定を立てて訪問を実施している。その頻度は、毎月1回を想定しており、職員数が必ずしも潤沢ではない状況において、職員同士の連携と努力に負うところが大きいことがうかがえる。	

	第三者 評価結果
【評価項目55】 親子分離中の保護者に対し、親子再構築に向けた適切な指導・支援を行っているか	a
[No. 165] 親子の再構築に向けた支援計画を作成している	○
[No. 166] 親子の再構築に向けた適切な支援を行っている	○
【コメント】 親子関係の再構築にあって、特に再統合のケースについては、児童相談所で入所・支援計画の策定をしており、分離前提での介入とはなっていない。一時保護所の定員が超過することもあるが、メリハリのあるケースワークを行うとともに、区内母子生活支援施設を活用するなど社会的養護全体での親子関係の再構築に向けた取り組みが望まれている。	

評価項目（9項目）Ⅶ 市区町村や関係機関との連携

○市区町村や関係機関との役割分担・連携体制の構築

	第三者 評価結果
【評価項目56】 関係機関との役割分担や連携方法等が明確になっているか	a
[No. 167] 市区町村との役割分担や連携方法等が明確になっており、職員間で共有できている	○
[No. 168] 警察や医療機関、その他関係機関との役割分担や連携方法等が明確になっており、職員間で共有できている	○
【コメント】 警察・医療機関・保育園との連携は主に要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議を通じてケースに関わる実務者間で行われている。実務者間の連携向上のため、より深くケースを理解してもらうように各職員の経験を増やすことが求められている。また、ケースワークだけでなくソーシャルワークの視点を獲得していくことも必要であり、そのための研修などの取り組みが望まれている。	

	第三者 評価結果
【評価項目57】 児童相談所と市区町村との連携強化を図るための取り組みをしているか	a
[No. 169] 役割分担や連携方法等について協議を行っている	○
[No. 170] 相互理解を深めるための、職員同士の交流機会などをつくっている	○
【コメント】	
こども家庭センターとの連携上、役割分担は随時変わっていくものとして位置づけ、常に変化する状況に対応できるようにしている。建物内のワンフロアに児童相談所とこども家庭センターが児童相談所長を中心に配置されており、電話番号が一元化されているため、緊急受理会議、協議等、必要な検討がされる体制が取られている。また、集合研修を実施し、より多くの顔を合わせる機会を設定している。	

○市区町村における子ども家庭相談・調査・指導への協力・支援

	第三者 評価結果
【評価項目58】 市区町村からの相談等について、迅速かつ適切に対応しているか	a
[No. 171] 市区町村からの事案送致の相談について、迅速かつ適切に対応している	○
[No. 172] 市区町村からの日常的な相談や依頼に対して、迅速かつ適切に対応している	○
【コメント】	
こども家庭センターとの連携が同じフロアでしやすい環境にあり、土曜日開庁では児童相談所もこども家庭センターも一か所に対応するようにしており、すぐに、かつ一緒に検討する環境ができている。	

	第三者 評価結果
【評価項目59】 市区町村が行う相談対応・調査・指導に対し、必要な支援等を行っているか	a
[No. 173] 専門的な知識及び技術に関する支援を適切に行っている	○
[No. 174] 児童相談所としての役割・機能を適切に実施している	○
[No. 175] 市区町村における児童虐待に関する相談・対応機能の強化のための事業を実施している	○
[No. 176] 子ども家庭総合支援拠点がある場合には、適切な連携を行っている	○
【コメント】	
(児童相談所とこども家庭センターとの関係において回答がなされている) 双方ともに協議の場を設けて、定期的に情報交換・意見交換を実施しており、児童相談所の虐待対応のノウハウをこども家庭センターへ助言している。児童相談所としてはこども家庭センター機能の充実と人員配置の拡充が優先される必要があるとの認識がある。	

○市区町村における子ども家庭相談・調査・指導の質の確保・向上のための支援

	第三者 評価結果
【評価項目60】 要対協の運営において、児童相談所として求められる役割・機能を果たしているか	a
[No. 177] 要対協の実務者会議に児童相談所が参加している	○
[No. 178] 要対協が期待する役割を果たせるよう、必要な助言・指導等を行っている	○
[No. 179] 要対協が調整機関としての機能を発揮するために、必要な助言・指導等を行っている	○
【コメント】	
こども家庭センター部門において、要保護児童対策地域協議会の進行管理を行っている。個別ケース検討会議、実務者会議、代表者会議の3層で構成され、児童福祉司や関係機関が参加のもと運営されている。例年の定型会議だが、形式的な内容とならないよう、時宜にかなったテーマを扱うなど、調整機関としての工夫が重要となってくる。	

	第三者 評価結果
【評価項目61】 市区町村の子ども家庭相談等を行う職員の資質向上に関する取り組みを実施しているか	a
[No. 180] 適切な内容・頻度で研修を実施している	○
[No. 181] 研修以外の資質向上の取り組みを行っている	○
【コメント】	
研修については、質・量ともに充実している。今後は、研修で学んだ内容が実践に結びつくよう、スーパーバイザーによるフォローアップが重要となってくる。	

○都道府県児童福祉審議会との連携

	第三者 評価結果
【評価項目62】 児童福祉審議会からの意見聴取を必要とするケースについて、意見を聴いているか	a
[No. 182] 必要なケースについて児童福祉審議会からの意見を聴取している	○
[No. 183] 児童福祉審議会への情報提供を適切に行っている	○
[No. 184] 子どもや保護者等に対し、児童福祉審議会に意見を聴取すること、また意見の内容について説明が適切に行われている	○
【コメント】	
児童福祉審議会については、適切な対応を行っている。専門的援助部門と支援部門が同居する形であるため、一部職員にはその詳細な認知度に課題はあるが、所内研修において事例を用いた当該審議会の役割や機能について学ぶ機会を設けている。	

	第三者 評価結果
【評価項目63】 児童福祉審議会に対して必要な報告を行っているか	a
[No. 185] 児童福祉審議会に対して必要な報告が行われている	○
【コメント】	
子どもの権利擁護部会で毎月開催され、里親部会では2か月に1度の開催が行われている。措置児童や一時保護児童からの意見表明を受けて開催される等、児童福祉法第28条ケース以外での開催が増加しているが、子どもの権利擁護が児童福祉審議会を通じて進められており、児童福祉審議会への必要な報告がなされている。	

○家庭、地域に対する援助に関する事項

	第三者 評価結果
【評価項目64】 家庭や地域に対する援助活動や児童相談所が実施すべき事業等が適切に行われているか	a
[No. 186] 家庭や地域に対する援助において、市区町村との連携のもと総合的な企画とその実施に積極的に取り組んでいる	○
[No. 187] ひきこもり等の状態にある子ども及びその家庭に対し、総合的な援助を行っている	○
[No. 188] 療育手帳にかかわる判定事務等を適切に実施している	○
[No. 189] 都道府県及び市区町村の障害児支援に関し、児童相談所として求められる支援等を適切に行っている	○
【コメント】	
児童相談所として友達づくりのSST（ソーシャルスキルトレーニング）である「PEERS」を実施しており、新しいプログラムを積極的に採用して家庭や地域への支援を展開しようとしている。今後は、初年度の開催実績を踏まえて、参加者数や内容、参加へのアクセス方法などを検討していく必要がある。	